

## 筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 133 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 6 月 3 日

大阪法務局筆界特定登記官

### 記

- 1 筆界特定の手続の表示  
手続番号 令和 8 年第 9 5 号  
対象土地 吹田市千里丘中 2 6 2 6 番 1 2  
同所 2 6 2 6 番 1
- 2 関係人の氏名又は名称  
崎貞子
- 3 通知をすべき事項
  - (1) 筆界特定の申請がされた旨の通知
  - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。